

グローバルな金融規制改革の影響分析

原田 喜美枝

はじめに

皆様、こんにちは。ただいま御紹介にあずかりました中央大学の原田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日のテーマとしましては、前に出ておりますように（文末添付資料1ページ）、金融規制改革をテーマにしつつも、その影響がどう及ぶのか、それがどう分析されているのかといったことを中心に見ていきたいと思います。

金融規制の動向については、規制を議論する場に出向いて議論に加わっていらっしゃるお役所の方々が報告なさったりですか、業務への影響ということで金融機関の方々が報告なさったりしておられます。私は大学に所属しておりますので、規制をつくる立場でもなく、規制の影響を受ける立場でもないということで、今日は第三者的な立場から規制についてお話しさせていただきます。昨今のグローバルな金融規制の動向とその影響、そして、学術分野でどういう分析がなされているのかというところを中心まとめてまいりまし

た。

目次をご覧ください（資料2ページ）。今日の話は、大きく分けると三点ございます。一つは、グローバルな金融規制改革の動向・概要です。目的意識としましては、欧米を中心に、国ごとに独自の規制の検討が進んでおります。しかも、国別の分断もあります。そして、域外適用の問題もかかわってきております。域外適用については、それがどういうふうに他国に影響するのかというところまでは、実はほとんど分析されていないといふ現状があります。規制が重複している場合の影響も十分に検証されではありませんので、この辺が確認したいところです。

二番目、三番目につきましては、ここがオリジナリティのあるところだと思いますが、学界による分析あるいは政策提言を御紹介させていただきます。学術分野からは昨今の金融規制に対しても

いろいろな反証もあります。流動性規制などについて、この規制は果たして意図した規制になるのであろうかといったことを疑問視する声も上がっています。その辺を御紹介したいと思つております。

したがつて、規制そのものではなく、規制に対する実務の対応でもなく、少し異質な規制に関する講演という形になるかと思います。

一、グローバルな金融規制改革の動向・概要

(1) 広範で複雑な規制範囲

タイトルは皆さん同意してくださるところではないでしょうか（資料3ページ）。複雑になつたのは一体どうしてか、いつからかということをまず最初におさらいしておきます。

二〇〇八年九月、リーマン・ブラザーズが破綻しました。

いる面があるかと思います。

その同じ年の一月にワシントンでG20がありました。そこで金融規制、銀行監督などについて議論がなされ、それをもとに具体的に検討しようということで、FSB、BCBS、IOSCOなどで具体的な内容が話し合われるようになります。そして、二〇一〇年一月のソウルサミットでバーゼルⅢが承認され、その翌年にはSIFIsの問題も検討しようということになります。御存じのように、テーマは細分化されます。この後、具体的に幾つか見てまいります。

しかし、問題は、そこにあるだけではなく、対応状況が国によつて違います。

日本は二〇一三年三月から適用になつておりますが、欧米は一年遅れでスタートすることになつております。細分化されかつ複雑、ということに加え、対応状況が様ではないということが問題をさらに難しくしてあります。

今日は、規制そのものについては余り触れない予定でおります。皆さんもよく御存じのところが多々あるかと思いますので、規制そのものよりも、それに対する反証などを中心にいたします。

少し細かくなつて見づらいかと思うのですが、お

手元の資料の四ページ、五ページをご覧ください。イギリスではい。

これは、国際的な規制の全体像とその進捗状況をまとめたものです。進捗状況をいつまでアップデータするかということで内容に違いが生じるなど、現在進行形の面はあります。ここに挙げているものは、去年の夏ぐらいまでの状況、一部、その後も少しフォローしてアップデートしているものです。似たような表はいろいろあるかと思いますが、ここでは、左側に規制の大まかな内容、真ん中にもう少し具体的な内容、右側に進捗状況と今後の予定ということをまとめておきます。

次の資料6ページにはシャドーバンキングに関する規制をまとめています。「国際機関」「米国」「欧州」となっておりまして、この中に日本は入っておりません。日本は金融危機の影響が相対的に軽微だった、金融機関に対する影響が相対的に小さかつたということがあります。金融危機の後も、抜本的に規制改革を求める声は日本では起こりませんでした。日本の政府当局も、国際的に一律に厳しい規制を課すことには否定的であると思います。したがって、ここでは主に、「米国」「欧州」ということでまとめています。

コンパクトにまとめましたので、この中では同じような規制が同時進行中であるかのように見えますが、足並みは一様ではないというのが特徴です。例えばバーゼルⅢの三つ目、「システム上重要な金融機関（SIFI's）に対する規制・監

(2) 議論の動向の整理

日本に関係することで言いますと（資料7ページ）、例えば、報酬体系についてはもう手当てされていますし、店頭デリバティブの取引や清算機関の利用を義務づけるなどの対応ももう制度ができております。破綻処理の枠組みについても、金融業全体を対象とした形で預金保険法が改正されて制度はできておりますので、日本では必要な対応はかなり実施されているということが言えるかと思います。しかし、域外適用の問題を考えなければいけなかつたりと、振り回されているといふべきですが、国内ではほぼ対応できているけれども、それで万全とも言つていられない状況というのが現在あります。厳しい規制が課されるようになつてきましたが、日本では世界金融危機の金融業への影響が軽かつたということなどをおさらいします。

一ページにまとめようと思いましたので、お配りしている資料には略語がたくさん使われています。略語につきましては、資料二七ページから三〇ページにまとめております。これでも全てを網羅しているわけではありませんが、よく使われている略語を挙げております。

私は、金融規制ということでいえば、証券化の分野をフォローしてきました。これは余談になりますが、証券化というのは、危機が明らかになつた後、かなり批判をされました。その一つに、三文字略語のオンパレード、ABSから始まってCDO、CLO、CBO、SPVなど略語ばかりであると言われておりましたが、今、規制がどんどん厳しくなつて細分化していく中で、略語が非常に多く使われているように思います。挪揄された証券化より、規制のほうが略語のオンパレード

であると感じます。ですので、後ろのほうに略語を一覧としてまとめております。110ページでは、一言解説付きということで御説明させていただいております。アメリカにもイギリスにも欧洲にも、新しくつくられる機関が幾つもありますので、そういうところを少し挙げております。

必要な対応は日本ではほぼ実施されているといふところに話を戻します。危機後をもう一度振り返り、日本ではどういうふうに危機が伝わってきたのかというところを確認したいと思います。

にまとめております。3は私が関与していない論文ですが、2に挙げている三つは関与している論文あるいは政策提言です。

(1) 金融監督シャドー委員会の政策提言 (110-1年)

一番最初に挙げております二〇一二年のものですが、ここに入る前に、これが何かということをお話しさせていただきます（資料9ページ）。

一番上に「Japan in the Global Financial Crisis」

とありますが、これは本の一章になつているものです。「Harada」と書いてあるのは、単にアルファベティカルオーダーでHが最初に来たからでして、これは共著の論文です。金融監督シャドー委員会（シャドーコミッティ）という委員会がありまして、中立的な立場から政策提言を行なうグループです。主に経済学者と法学者が集まつてお

一、二、三組織の政策提言資料、発表 資料

）からが2の「二組織の政策提言資料、発表資料」に入ります（資料8ページ）。主に三つの論文といいますか、政策提言に関する内容をもと

ります。世界の六地域に六つのシャドー委員会がありまして、日本のシャドー委員会は三番目にでました。一九九七年の日本の金融危機の後、このままではいけないと、金融監督をウォッチする委員会を立ち上げようとしていました。きたのが Shadow Financial Regulatory Committee です。

定期的に集まって政策提言をしておりまして、これは二〇一二年に出たものですが、二〇一一年にワシントンで集まりまして共同の政策提言をしたときのアウトプットです。二〇一一年といいますと、まだ記憶に新しいかと思いますが、欧州のソブリン危機が問題になっていたころです。そこで、各国が金融危機からどういう影響を受けたのか、それがどのくらい深刻なのかということを持ち寄り集まつたのが二〇一一年の会合です。年が明けてそれが本になつております。

その中で、日本の委員会としては、グローバル金融危機の影響が日本にどう及んだかというところをまとめております。その中からわかりやすい図表を幾つかピックアップしてまいりました。

(預金取扱金融機関の証券化商品等の保有額・大手行等)

金融危機が日本の金融部門に与えた影響は大きくなかったということは一般に受け入れられています。ことではありますが、どのくらい影響がなかったのかということをまとめております。マクロで時系列に見たものがこの表です（資料10ページ）。幾つか似たような表がありますので、順番に見ていただければと思います。

これは、大手銀行が持つていてる証券化商品の保有額、CLO、CDO、RMBS、CMBS等を入れた保有額です。二〇〇八年三月期をご覧いた

だきますと、証券化商品の保有額は約一八兆円です。Tier1に占める比率としては七一・六%でした。右側の棒グラフは累積の損失額です。二〇一

〇年九月では、約二兆二千億円です。証券化商品全般に対する累積の損失はかなり限定的であるといふことがここから言えます。これも知られていますが、サブプライムローン関連の商品を日本はほとんど持つていなかつたということに尽ります。

(預金取扱金融機関のサブプライム関連商品の保有額..大手行等)

続く二つの図（資料12、13ページ）は、英語のまま申しわけありません。地方銀行のディスクロージャー誌から集めて集計したものです。同じように見ていただければと思います。

一つ目は、大手行と同様、証券化商品全般の保有額をグラフにしたものであります。残念ながら右下がりになっています。単位は同じく一〇億円です。二〇〇八年三月期がピークになりますが、このときで一兆八九七〇億円。Tier1で言うと一五%弱の保有になりますので、地方銀行では証券化商品全体の保有は限られておりました。

二つ目は、地方銀行が持つているサブプライム

す。損失額は限定的であつたということがここからもわかります。

(証券化商品及びサブプライム関連商品の保有額..地方銀行)

この図は（資料11ページ）、サブプライムローン関連商品に限定したものです。これをご覧いただきますと、ピークが二〇〇七年一二月期ですが、このときでさえ大手行は約一兆三八〇〇億円です。これはTier1資本額のわずか五・五%で

グローバルな金融規制改革の影響分析

ローン関連の商品です。棒グラフが高いように見えますが、これはゼロが一つ少ないものでして、二〇〇七年九月期のピーク時で一一五〇億円。Tier1で〇・九%ということで、日本の地方銀行はこれだけしかサブプライム関連の商品を保有していないなかったということになります。

したがって、アメリカ発の金融危機の影響というのは、日本では相対的に軽微であつたと言えます。しかし、皆さん実感していらっしゃったように、危機の影響は日本経済に大きく及びました。それがどこから波及したのかということを次の図で示しております。

(グローバル金融危機の日本への影響)

これは（資料14ページ）、各国の実質GDP成長率を見たグラフです。二〇〇七年はまだどの国もプラスの成長率でした。それが二〇〇八年にな

ると、日本だけがマイナス成長になっています。日本以外は、プラスか、辛うじてゼロ近辺になります。危機の震源地であったアメリカですら〇%ぐらいで、マイナスにはなっていません。二〇〇九年になると先進国の経済はマイナス成長になりますが、マイナス幅が一番大きかつたのが日本経済です。金融危機が金融業に与えた影響は限られていましたが、実体経済へは大きく影響したということがここから明らかです。

では、どうしてなのかということを続く二つの図で確認します。

これは（資料15ページ）、世界の鉱工業生産指數をグラフ化したもので。二〇〇九年に一番大きく落ち込んでいるのが日本です。日本の鉱工業生産は大きく落ち込みました。この理由は、世界金融危機の影響を受けた国への輸出が減少したことになります。

この図は（資料16ページ）、GDPの主な支出項目を四半期ごとの推移で示したもので、GDPがゼロ近辺にある太い折れ線グラフで、それに対する寄与度を幾つかのセクターに分けて見てくるものです。二〇〇八年後半から落ち込んでいるのですが、二〇〇九年の第1・四半期に細い実線で示した輸出が大きく落ち込んでいます。二〇〇九年の第1・四半期には二五%も落ち込んでいます。この内訳としては、アメリカ向けが四七%、EU向けが四五%落ち込んでいますので、危機の影響を受けた国々への輸出が大きく落ち込んだことでGDPが大きく影響を受けたということになります。論文ではもう少し詳しく調べておきます。

実体経済への影響が大きかったということはご覧いただきました。では逆に、どうして日本の銀行はサブプライムローン関連の商品を保有していなかつたのか、こういうことも論文では細かく調べております。一つの大きな特徴は、銀行の資金調達構造にあります（資料17ページ）。日本は預金で資金調達できていたということが大きな特徴です。逆に、欧米の銀行は預金が負債の半分ぐらいで、二〇〇七年あたりを見ていただきますと、五四%、五一%という形になっています。残る部分はマーケットからの調達になります。インバナンクもありますが、むしろ、それ以外のところからの調達がかなりのウエートを占めており

ましたということになります。

マクロ経済の話になってしましましたので、ここで金融の話に戻します。

まや。「Wholesale Debt」のところを見ていただ
けます。かなり大きくなっています、これが
短期の借入です。

金融機関の資金調達に違いがあり、危機の影響
は国によつて異なつていて、日本では、金融業よ
りもむしろ実体経済への影響が大きかつたとい
ふことを調べてゐるものです。

(2) 金融監督ハヤード監視体制の政策提言 (II)

〔II年〕

次に、「〔II年〕の「Shadow Financial Regulatory Committees (2013)」を今から御紹介させていた
だまや（資料18ページ）。

先ほど少し触れましたが、経済学者と法学者が

集い、中立的な立場から政策提言を行う委員会の
会合が二〇一三年秋に東京でありまして、グロー
バル金融危機の影響、規制が金融業にどう悪影響

を与えるかという観点から政策提言をまとめまし
た。このページの下にアドレスを入れております
ので、後ほど（）ご覧ください。

先ほどからシャドー委員会と申し上げております
が、シャドー・キャビネット（影の内閣）のよう
に提言するとこう趣旨で設立されたものです。規
制が複雑化していることを問題にしまして、いま
さらばな規制があり相互に整合性を失つてゐるので
はないか、健全性が確保されてゐると言えるの
か、等を疑問視し幾つかの問題をピックアップし
て政策提言をしております。その一つとして中心
に取り上げたのが流動性規制に関する問題です。

バーゼル委員会の流動性規制の当初の狙いは、
十分な流動性を備えるところにありました。
預金者の引き出しに備えるためというのも目的に
あります。小さい字で恐縮ですが、資料一八ペー
ジの右下に示したのがよく見る流動性規制の形で

す。分母は、三〇日間のストレス期間に必要となる流動的な資金、分子は適格流動資産ということです、ストレス下でも市場から流動性を調達できる高品質な流動資産ということになります。

規制では、この比率が一〇〇%を常に上回ることを要求しています。我々はこの規制を一つ中心に据えて議論しました（資料19ページ）。

まず一つ目としましては、分子の適格流動資産の定義が当初の案より拡大してきたということです。危機になつたときに本当に流動的なもののか疑問であるということです。例えば適格流動資産としての日本国債。もし将来日本でソブリン危機に類するものが起つたときに、国債は本当に適格流動資産になり得るのか、という考えです。

もう一つは、仮に何らかの危機が発生したときに、一〇〇%以上の水準を下回った場合に規制当局がどのように対応するのかが曖昧であるという

こともあります。この式はよく見ますので、ひとり歩きしている感じがするのですが、実は、この計算式を満たすにはコストがかかり、算定も複雑であることがあります。流動性のポジションの銀行間での比較が難しいことも問題であります。そこで、第三者も見られるような形に変えることはできないかということで、L C RにかかるSLIという代替案を提案したのが昨年暮れのシャドー委員会の活動になります。

中身はまだ日本語になつていませんが、タイトルだけ日本語になつております（資料20ページ）。「危機の誤診が生み出した誤った流動性規制」というものです。これは、バーゼル委員会が流動性規制をつくった当初に誤認があるのではないかという指摘です。そもそもこの規制ができたのは間違いではなかつたか、と疑問視しています。CDSなどのマーケットで流動性危機は観察されまし

たが、規制の対象である銀行を中心に考えてみると、流動性危機というよりも、むしろ銀行の支払い能力に問題があつたということであろう、と。

流動性危機は、結果として見れば流動性が欠如したことになるのですが、その根底にあつたのは、銀行の不良債権、クレジットデリバティなどを含めて銀行が持っていた債権の劣化に関する疑心が短期金融市场の機能を崩壊させたのでした。結果として、銀行は資金繰りに困りました。これがそもそもの原因でした。したがつて、結果として出てきた流動性の危機に着目して規制を考えるのではなく、もつと根底にある問題を考えるべきという問題提起です。

批判するだけではよくないので、何か一つ代わりになるものをつくらうといふことで考えたのが、いのSLI (Simple Liquidity Indicator) という指標です（資料 21 ページ）。LCR

(Liquidity Coverage Ratio) と比べながら見ていただきたいと思います。

特徴は、わかりやすいです。計算がしやすい、第三者でも観測可能であるということで、ブラックボックスの部分を省いているのがこの比率になります。分母はストレス時に必要になる流動性です。例えば、預金保険制度でカバーされない負債が三〇日間借り換えてできない場合に生じる純資産流出額を置けばいいのではないかと考えています。LCR のストレス時に必要となる流動性に代わり、最悪の場合を想定したときに必要になるものとなっています。分子は、具体的にどの資産とは言っていないのですが、中央銀行の貸出に過度に依存するような資産を持つていてはいけないと

いうことで、中央銀行の貸出に依存しない高い流動性を持つ資産、です。また、マーケットの状態に強く依存してしまうような資産も良くないとい

う」と、これを分子に置いてはどうかといふことにしました。言い方をかえますと、自力でどのくらい持ちこたえられるかをこの指標で見ることができます。

測定も容易で、検証も容易です。バーゼル委員会が出しているL C Rの分子は複雑なもので、そうではなく、もつとシンプルなものにしましようといふことでこのような指標が考案されました。

市中協議文書が出ると、それに対してパブリックコメントが求められます。それに準じるようなものなのですが、そこから一步踏み込んで、代わ

りになる指標を考えて提言しています。このようない形はほかにはなかなかないものと思つております。グローバルな視点から、金融規制に対する批判だけではなく、もう少し踏み込み代替案を出しましたので、紹介させていただきました。

(3) 金融調査研究会

三つ目は、金融調査研究会です（資料22ページ）。これは御存じの方もいらっしゃるかと思いますが、経済学者、財政を専門にする学者をメンバーにした全国銀行業協会の中にある研究機関です。今年度のメンバーに入れていただき、政策提言をまとめましたが、公になるのはもう少し先になりますので、提言の内容^注ではなく、どういう議論をしてきたのかといふところを中心に御紹介させていただきます。

^注 金融調査研究会の提言内容は、二月二八日に全銀協ウェブサイトに公表されている（冊子でも配布）。

詳細は <http://www.zenginkyo.or.jp/news/2014/02/2815300.html> を参照。

問題意識の一つは、別々の規制当局が同じ商品を対象に異なる規制を出すと、それが重なつたときの累積的な影響を考慮すべきであるといふこと

を挙げております。

先に述べましたLCCRは、短期の流動性を確保することを目的とした規制で、危機が生じたときのために現金や国債などの適格流動資産を保有することが求められています。そこに「デリバティブ取引に係る証拠金規制、清算集中されない証券貸借取引におけるヘアカット規制等」と書きましたように、こういう規制でも、やはり国債を持つことが推奨されております。デリバティブ取引に係る証拠金規制でいいますと、証拠金の適格担保として政府が発行している証券や中銀が発行していいる証券というものが挙げられています。また、レポ市場でも、ヘアカット（掛目、担保価値の削減率のこと）規制で国債のヘアカット率が上がるなど、金融機関が調達できる短期の資金が減ってしまっため、特にアメリカではレポ市場の役割が大きのですが、金融機関が資金調達する際に影響

が大きく出てしまうのではないかといったことが言われております。

ここに挙げてあるものはそれぞれ目的が違うのですが、結果として見たときに、複数の規制が国債の需要を増やしてしまうことになります。そうすると、国債の流通市場で流動性が低下するようなことが生じてしまったときには、影響が大きく出でてしまふのではないか、という可能性があります。実際にこの問題については、BISやバーゼルの報告書でも、地域によつては国債が不足する懸念があるということが述べられています。それぞれ目的は違つた規制ですが、結果、必要とされるものは同じであるということが、かえつて何かあつたときに混乱を生じさせるのではないかというのが一つの問題点であります。

二つ目は、ミス・インセンティブを招く可能性です（資料23ページ）。ここでは、レバレッジ比

率規制というものを最初に挙げております。

二、関連研究による影響分析

バーゼルⅢと言われる規制に対してレバレッジ比率規制という規制、これは補完的なものとして扱われているのですが、補完以上の役割を持つようになる可能性が指摘されています。自己資本比率規制よりもレバレッジ比率規制のほうが効いてしまいます。銀行は低リスクアセットをもって高リスクアセットを圧縮するというのが正しいインセンティブですが、逆のインセンティブを持つことになってしまふ可能性があり、そうすると悪い影響が出てきてしまいます。これは決して意図したことではありませんが、可能性として考えられます。

（レバレッジ比率規制の影響についての理論分析）
まず一つ目として、レバレッジ比率規制の影響を理論的に分析したものがあります（資料25ページ）。数理モデルで計算をしている論文です。バーゼルⅢに加えてレバレッジ比率規制をかけることで、銀行の資産配分にゆがみが生じることをモデルで明らかにしています。Kiema and Jokivuolle (2014) の論文で、『Journal of

Banking and Finance] について最近出たものです。

規制が導入されると銀行の資産のポートフォリオ

オに影響が出ます。資産のポートフォリオは銀行
「」とに違っていたほうがいいところと述べて
いる論文であります。例えば、レバレッジが高い
投資銀行のようなところと、レバレッジが低い商
業銀行が併存しているほうが望ましい、と主張し
ています。規制がかかってレバレッジをかけるこ
とができないと、金融機関のポートフォリオが同
質化してきます。その結果、何かショックが起
ったときの影響がより大きくなり及んでしまうとい
うことをモデルで証明しています。システムの安
定性などを考えれば、銀行のポートフォリオ
の差をなくし、同質化をせることは良くないと見
ております。

(シャドーバンキングに関する論文のサーベイ論 文)

シャドーバンキングに関しては、規制も整備さ
れ、論文もかなり蓄積されてきています（資料26
ページ）。これは、誰がどういうことを調べて

（流動性の定義を変え、自己資本比率への影響を
実証分析）

もう一つは、流動性の定義を変えてその影響を
見てくるもので、Distinguin という人たちの一〇を
一二年の論文です。これは雑誌にはまだ載ってい
ませんが、現実に流動性の定義が変わってきた経
緯がありますので、定義を変えるとどういう影響

が及ぶのかということを見て、貴重な論文で
す。彼らは、流動性とは何かということについて
もう少し精査したほうがいいのではないかという
ことを強調しています。

いるかということは挙げていませんが、もう既に数多くの論文を集めて解説したサーベイ論文も出てきております。

(ボルカールールの影響を分析した論文)

域外適用の面からいえば、ボルカールールの影響を分析しているものもあります(資料26ページ)。例えば Chung and Keppo の論文ですが、これもモデル分析です。自己勘定でのトレーディングを禁止すると二つの悪い影響が出るという結果を得ています。一つは、銀行のデフォルト確率を上げ、破綻する確率を高めてしまうことです。もう一つは、利益が上がらなくなりますので、株価の下落につながるというものです。自己勘定トレーディングの禁止を入れると、株価は平均で一七%下がるだらうことが分析されています。

本日は、学術研究の分野から、現在進行形の規制に対する反証を中心にお話しさせていただきました。わかりにくいところがあつたかと思います。何か質問などございましたら、どうぞお教えください。

御清聴、どうもありがとうございました。(拍手)

高坂常務理事 どうもありがとうございました。

グローバルな金融規制改革を巡る学界の活動や政策提言などにつきまして、わかりやすく御説明いたただきました。

お時間を若干残していただいておりますので、御質問等をお受けしたいと思います。どなたかいらっしゃいませんでしようか。

質問者A 本日はありがとうございました。

S L I のところで一点質問があるのですが、分子の「市場や中銀貸出に過度に依存しない高い流動性をもつ資産」というのは、具体的に何を念頭に置いていらっしゃるのか。普通に考えれば、現金のほかに国債というような話になるわけですが、先ほど、国債に対する過度の依存的なものへの警戒感みたいなお話をありましたので、この点で分子に関してどういったところを念頭に置いていらっしゃるのか。

もう一点、今日の話には余りなかつたかと思うのですけれども、差し支えなければ、プロシクリカリティの問題に関して先生の御見解をお伺いできればと思います。

原田 S L I の分子に関して、これは high-quality liquid assets ということですが、実はなかなか厳しいです。国債では良くない、マーケットに依存し過ぎるのではないかということを

申し上げました。国債ではないもので、ということで、具体的にこの分子については、これだというふうに特定はしておりません。そういう意味では少し苦しいところではあります。ですが、比率で一〇〇%以上という下限を入れていませんので、下限を下回った場合の対応ということは考慮しなくてよいのはメリットです。

プロシクリカリティにつきましては、今回はどこも問題視しておりません。それは、バーゼルⅢになる前、バーゼルⅡのときに大きな問題と言われていたからであろうかと思います。バーゼルⅡのプロシクリカリティの問題についてどう対応するかということで、論文ではいろいろあるかと思うのですけれども、今回のバーゼルⅢでは特にフォーカスされておりません。バッファリーを積むようになつたからでしょうか。ノン、二年携わってきた政策提言の場では、SIFI s の問題

ですか、今御説明させていただいた流動性のL C Rですか、そういうたところを中心見てまいりまして、古くからあるプロシクリカリティの問題というのは、今回は特段フォローしております。お答えになつていなくて申しわけありません。

質問者B 今日の話は非常に面白い、いいお話をだつたと思います。私自身は、こういう分析が世界的に行われていることを十分承知していなかつたのですけれども、事柄の性格からいって、非常にいい分析をしておられるなと思いました。

質問は、資料八ページに「三組織」とあります。

今日は三つの組織の提言の御紹介がありまし
たけれども、このうち一番目と二番目について、世界の六つの地域にシャドー委員会があるというお話をしました。この六つの委員会は、世界全体としてまとまつたシャドー委員会のアンブレラみたい

になつていて、世界のシャドー委員会の提言として出されたものという理解でいいのでしょうか。その場合に二つほど教えてほしいのは、どういう方が参画しているというのはわかったのですけれども、世界中で何人ぐらい参加しておられるのか。それから、まだこれからも分析が続していくのでしょうかけれども、各国の監督当局とか国際的なバーゼルのB C B S、あるいはF S Bなど、リーマンの後の世界的なスキームがありますね。そういうところとの意見交換、そういうところのレスポンス、そういうのは今どんな感じになつているのか教えてください。

原田 おっしゃるとおり、三つのうちの二つは、同じシャドー委員会の違う年の政策提言になります。三つ目は日本の全国銀行業協会の研究会です。

世界に六つあるシャドー委員会ですが、テーマ

を一つ決めまして、そのテーマに沿った論文を持ち寄つて二年に一回集まることになつております。本日は、三年前のものと去年のものを二つ紹介いたしました。メンバーは各地域に大体一〇人以上いますが、二年に一回集まつてくるメンバーの数としては、総勢三〇名ぐらいになります。どういう人がメンバーかといいますと、先ほど少し御紹介させていただきましたように、主に経済学者、たまに法学者という形の集まりになります。

政策当局との意見交換につきましては、地域によつては、シャドーのメンバーと役所のポストを兼ねている方も実はそこそこいまして、南米ですと元大蔵大臣という人がいたりしますので、交流という面ではかなりあるのではないかと思ひます。

高坂常務理事 ほかにどなたかいらっしゃいますか。

司会者から一つだけ伺いますけれども、金融調査研究会は現在議論が進行中ということのようですが、報告書はいつごろ出るのでしょうか。

原田 金融調査研究会は、今年度の議論は全部終了しまして、政策提言もまとめたのですけれども、二月の末に雑誌に載るという形でとりあえず最初の報告があります。それまではどういう議論をしたかということを報告させていただこうと思いまして、今日のような形になりました。

高坂常務理事 多少時間を残しておりますけれども、以上をもちまして、本日の「証券セミナー」をお開きとさせていただきます。

改めまして、原田先生、どうもありがとうございます。（拍手）

（はらだ きみえ・中央大学商学部教授）

（この講演は、平成二六年二月一〇日に開催されました。）

本稿の内容や意見は筆者個人に属し、筆者が関わった組織、委員会等の公式見解を示すものではない。本稿にあり得べき誤りはすべて筆者に属する。

グローバルな金融規制改革の影響分析

原 田 喜美枝 氏

略 歴

学歴

- 1993年 大阪大学経済学部卒業
1993年 東京大学大学院経済学研究科入学、米国ロチェスター大学大学院（ロータリー財団奨学金留学）を経て2001年単位取得退学
2003年 経済学博士（課程博士、東京大学）

職歴

- 1997年 公益財団法人日本証券経済研究所専任研究员（2001年から客員研究员）
その後、大東文化大学専任講師、中央大学国際会計研究科准教授、中央大学商学院准教授を経て、2011年4月より中央大学商学院教授
その他、金融審議会委員、財務省財政制度等審議会財政投融资分科会専門委員、独立行政法人評価委員会農林漁業信用基金分科会会长代理、公益財団法人東京経済研究センター理事、社団法人日本証券アナリスト協会『証券アナリストジャーナル』編集委員等兼務

主要業績（近年の査読付論文）

- Kimie Harada, Takatoshi Ito and Shuhei Takahashi (2013),
“Is the Distance to Default a Good Measure in Predicting Bank Failures?
A Case Study of Japanese Major Banks,” *Japan and the World Economy*, vol.
27
- Kimie Harada and Takatoshi Ito (2011),
“Did mergers help Japanese mega-banks avoid failure? Analysis of the distance
to default of banks”, *Journal of the Japanese and International Economics*, vol.
25
- Kimie Harada and Pascal Nguyen (2011),
“Ownership concentration and dividend policy in Japan”, *Managerial Finance*,
vol.37.